

事 務 連 絡

令和2年9月14日

本庁各課（室）長
各出先機関の長 様

防災危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る11月末までの催物の開催制限等について
令和2年8月24日付け国の事務連絡による通知のとおり、9月1日以降の催物開催に
ついて、9月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応
じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていましたが、現在の感染状況やこれま
で得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物の開催制限等について、別添のとおり
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から通知がありました。

については、イベントを開催する施設管理者及び関係団体等に対して適切に対応いただく
よう周知をお願いします。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベント
の開催を予定される場合及び開催制限の緩和の適用を予定される場合は、開催要件等につ
いて事前に相談くださいますよう周知してください。

〈添付資料〉

- 「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付事務連絡）」

担 当 吉 山
内 線 2 4 9 3